

～65歳以上の皆さんへ～

平成22年度介護保険料のお知らせ

介護保険料の決定通知書を送付します

●普通徴収(口座振替または納付書で納付)の人

平成22年度の介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。決定通知書には平成22年度の介護保険料の算定根拠と支払計画を記載しています。平成21年の所得金額などの増減により保険料額が変更となる人や、10月から保険料を納める方法が普通徴収(納付書払い)から特別徴収(年金天引き)へ変更となる人は、ご確認ください。

●特別徴収(年金から天引き)の人

平成22年4月・6月(予定)天引きの保険料額は、平成20年の所得金額などで仮に算定し、納入(予定)していただいておりますが、新たに平成21年の所得金額などで正式に算定した介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。

日本年金機構(旧社会保険庁)からの「年金振込通知書」とは

「年金振込通知書」は、日本年金機構から年金をもらっている人に郵送されているハガキで、年金額や介護保険料の年金天引き額が変わったことで、年金支払額が変更になった場合に送付されます。

●6月の「年金振込通知書」について

6月時点での年金から天引きされる予定の介護保険料額が表示されていますが、6月中旬に本市から郵送する通知書の額と一致しない場合があります。この場合、6月中旬に本市から郵送される介護保険料額決定通知書が正しい介護保険料額となります。

※日本年金機構から郵送される「年金振込通知書」に記載される介護保険料額と、本市から送付する「介護保険料額決定通知書」に記載される介護保険料額が一致しない主な理由は、年金振込通知書を作成する時点で、本市と日本年金機構などの情報交換の日程上、変更予定の介護保険料額について把握することができないためです。

介護保険負担限度額認定には申請が必要です

介護保険制度では、施設サービスや短期入所サービスを利用する際、食費・居住費(滞在費)の費用は自己負担となっています。このうち、世帯の全員が住民税非課税などに該当する要介護等認定者は、負担限度額認定申請により負担する金額が軽減され、限度額までの支払いとなります。

現在、負担限度額認定証(平成22年6月30日期限)の交付を受けている人には、更新のお知らせを郵送します。引き続き認定を受ける場合はお早めに更新申請をお願いします。ただし、平成21年の所得に応じて設定されますので今回は該当しない場合もあります。

●軽減の対象

- 次の介護(介護予防)サービスにおける居住費(滞在費)と食費を軽減します。
- 指定介護福祉施設サービス
- 介護保険施設サービス
- 指定介護療養施設サービス
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

●対象となる人

- 第1段階** 生活保護の受給者および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人
- 第2段階** 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
- 第3段階** 世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の人

●申請手続

- 認定申請** 負担限度額認定申請書を窓口(合志庁舎総合窓口、西合志庁舎高齢者支援課、各支所)に提出します。認定された人には「介護保険負担限度額認定証」を発行します。
- 認定** 申請日の世帯の世帯主・世帯員の課税状況により行ない、申請日の月の初日にさかのぼり効力を有します。
- 有効期限** 7月1日から翌年6月末(8月以降に申請した場合は、申請日の月の初日から6月末)で、毎年度認定を受ける必要があります。

※介護保険負担限度額認定申請書は市ホームページ(<http://www.city.koshi.lg.jp/>)からダウンロードできます。

問い合わせ先 高齢者支援課(西合志庁舎) ☎242-1109

児童手当は4月から

「子ども手当」に変わりました

支給対象年齢が小学校を卒業するまで(児童手当)から、中学校を卒業するまで(子ども手当)に拡大され、所得制限もなくなりました。

なお、児童手当を受給していた人も、手続が必要となる場合があります。

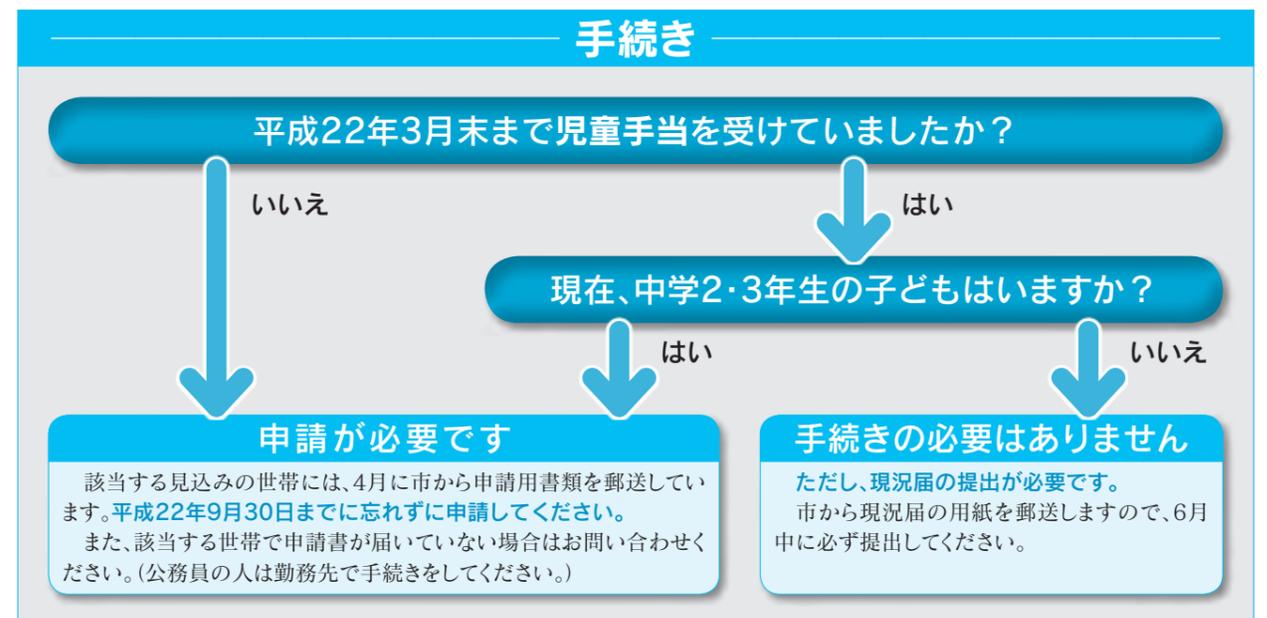


対象になる子ども 平成7年(1995年)4月2日以降に生まれた子ども

※今まで所得制限超過のため受けられなかった人も受けられます。

子ども手当は所得制限がありません。児童手当では該当にならなかった人は手続が必要です。

手続き



●支給スケジュール

次のとおり年3回に分けて指定の口座に振り込む予定です。

- 4・5月分…6月
(児童手当を受給していた人の2・3月分も6月振込)
- 6～9月分…10月
- 平成22年10月～平成23年1月分…平成23年2月
(平成23年2～5月分は、平成23年6月になります)

※子ども手当は子どもの健やかな育ちのために有効に用いてください。

また、市へ寄付する制度もありますのでお問い合わせください。

制度創設に伴う認定請求で、5月8日～9月30日に提出した人への支払日は個別に通知します。

問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎) ☎242-1159